# 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の制定について

3 農 産 第 2890 号 令 和 4 年 4 月 1 日 農林水産事務次官依命通知

改正 令和5年3月31日 4農産第5127号

強い農業づくり総合支援交付金について、この度、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

### 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱

(趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国 土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かで ゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応し きれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加 及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設(以下「施設等」という。) の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援することとする。

(通則)

第2 強い農業づくり総合支援交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第3 交付金は、第1の趣旨を踏まえ、第1号及び第2号に掲げる支援タイプ並びに卸売市場法(昭和46年法律第35号)第16条第1項に基づいて都道府県知事が行う事業(都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。)に要する経費を都道府県に交付し、第3号及び第4号に基づいて行う事業(以下「直接採択事業」という。)に要する経費を、直接採択事業者に交付するものとする。
  - (1) 産地基幹施設等支援タイプ(都道府県整備事業)
    - ア 産地競争力の強化
    - イ みどりの食料システム戦略の推進
    - ウ スマート農業の推進
    - エ 産地における戦略的な人材育成の推進
  - (2) 卸売市場等支援タイプ(都道府県整備事業) 食品流通の合理化
  - (3) 生産事業モデル支援タイプ (直接採択事業)
  - (4) 農業支援サービス事業支援タイプ (直接採択事業)

(事業の内容等)

第4 交付事業及び直接採択事業(以下「交付事業等」という。)は、第1の趣旨を踏まえ、第3に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のIからIVまでに掲げるとおりとする。このほか、別表1に定める交付事業等は、別記1から別記4までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長 (以下「農産局長等」という。)が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、 緊急に事業を実施することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 3 別表1のI、II、IIIの1 (農業用機械等を導入する場合)、IIIの2及びIV (農業用機械等を導入する場合)に掲げる事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、農産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。
- 4 都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のIについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のIの交付金総額の20%を上限とし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

### (事業の実施)

- 第5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別記1から別記4までにより行うものとする。
  - 2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### (交付の対象及び交付率)

- 第6 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。
  - 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。
  - 3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第1項に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、 農産局長等が別に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第7 別表2の区分の欄に掲げるI及びⅡの事業の相互間並びにⅡの整備事業と推進事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

### (申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあっては別記様式第1 号-1、直接採択事業にあっては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交

付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

# (交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者(交付決定者が大臣の場合にあっては、農産局長等)が別に通知する日までとする。

### (交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を 交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直 接採択事業者(以下「都道府県知事等」という。)に対しその旨を通知するものとする。
  - 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定 の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

### (申請の取下げ)

第 11 都道府県知事等は、第 8 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

### (契約等)

- 第12 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
  - 2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般 の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難 又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

### (計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変 更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き交付金額の増額を伴う変更を含む。
  - (2) 交付事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
  - (3) 交付事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとすると きは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
  - 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

### (軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

### (事業遅延の届出)

- 第15 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

# (状況報告)

- 第16 都道府県知事等は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
  - 2 前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

# (概算払)

第17 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式 第6号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経 理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・ 関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければなら ない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務 大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合において、当該概 算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業を行う事業実施主体(以下「間接交付事業者」と いう。)に交付しなければならない。

### (実績報告)

- 第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合(第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)はその日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
  - 2 都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなけ ればならない。
  - 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
  - 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、 その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定 者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 19 交付決定者は、第 18 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及 び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに 付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知す るものとする。
  - 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を 超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 20 都道府県知事等は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 第 1 項に準じて提出するものとする。
  - 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の 確定を行うものとする。
  - 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 21 交付決定者は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合 及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は 変更することができる。
  - (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは 指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対す る交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものと する。
  - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用 (括弧書きを除く。)する。

(財産の管理等)

第22 都道府県知事等は、交付対象経費(交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部 又は一部を国に納付させることがある。

### (財産の処分の制限)

- 第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
  - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
  - 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
  - 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、交付事業等を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
  - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

# (交付金の経理)

- 第24 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
  - 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳 簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### (交付金調書)

第25 都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科 目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければな らない。

### (間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第 26 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 12 から第 25 (第 25 は間接交付事業者が地方公共団体の場合に限る。)までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
  - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
  - (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた 金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1)間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第10による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額 を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた 場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

### (事業実施状況の報告)

第27 事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

### (事業の評価)

第28 事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

### (指導等)

第29 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から別記4までにより行うものとする。

# (委任)

第30 交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

# 附則

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この通知の施行に伴い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱及び強い農業・担い手づくり 総合支援交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

ただし、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプに係る対策の評価については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)の第7の規定の定めるところによる。

# 附則

- 1 この改正は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

#### 別表 1 の I 産地基幹施設等支援タイプ (第 4 関係) 採択要件 交付率 メニュー 事業実施主体 1 産地競争力の強化 1 メニューの欄の1の(1) 1 メニューの欄の1 1 交付金の交 の(1)の採択要件 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推 の事業実施主体は、次に掲げ 付率は定額 る者とする。 は、次に掲げる全て (事業費の1 土地利用型作物、畑作物・地域特産 の要件を満たすこと (1) 都道府県 /2以内(た 物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境 ただし、飼料増産の取組 とする。 だし、別記1 (1) 受益農業従事者 影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼 を実施する場合にあって に定める場合 料增產、家畜改良增殖、食肉等流通体 は、別記1に定める飼料作 (農業(販売・加工 にあっては、 制整備、国産原材料サプライチェーン 物作付及び家畜放牧等条件 等を含む。) の常時 別記1に定め 構築、農畜産物輸出に向けた体制整 整備、自給飼料関連施設に 従事者(原則年間 る率又は額以 備、スマート農業実践施設の整備、環 限るものとする。 150 日以上) をい 内)) とする。 境保全の取組、有機農業の取組及び土 (2) 市町村 う。以下同じ。) づくりの取組(科学的データに基づく (3)農業者の組織する団体 が、5名以上である 土づくり及び被災農地の地力回復)、 (別記1に定めるものをい こと 畜産副産物の肥飼料利用 う。以下同じ。) (2) 別記1に定める (4) 公社(地方公共団体が出 成果目標の基準を満 上記の取組について、以下の事業が実施 資している法人をいう。以 たしていること。 できるものとする。 下同じ。) (3) 別記1に定める ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (5) 土地改良区 面積要件等を満たし (6) 消費者団体及び市場関係 (ア) ほ場整備 ていること。 者(別記1に定めるものを (4) 当該施設等の整 (イ) 園地改良 備による全ての効用 (ウ)優良品種系統等への改植・高接 いう。以下同じ。) (エ) 暗きょ施工 ただし、野菜の取組を対象 によって全ての費用 とした、産地管理施設の整 を償うことが見込ま (才) 十壤十層改良 れること(別記1に イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件 備に限るものとする。 整備 (7) 事業協同組合連合会及び 定める場合を除 (ア) 飼料作物作付条件整備 事業協同組合 < 。)。 (イ) 放牧利用条件整備 (8)食品事業者 ただし、総事業費が (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 以下のアからウまでの場 5千万円以上のもの ウ 耕種作物産地基幹施設整備 合に限るものとする。 に限る。 (ア) 育苗施設 (5) 産地基幹施設を ア 米粉製品、大豆製品 (イ) 乾燥調製施設 又は茶製品の製造又は 設置する場合にあっ 製造小売(以下「製造 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 ては、原則として、 (工) 農産物処理加工施設 等」という。)を行う 総事業費が5千万円 (才) 集出荷貯蔵施設 事業者が製品加工に必 以上であること。 (力) 産地管理施設 要な処理加工設備を整 (キ) 用土等供給施設 備する場合 (ク) 農作物被害防止施設 イ 国内産糖及び国内産 (ケ) 生産技術高度化施設 いもでん粉の製造等を (コ) 種子種苗生産関連施設 行う事業者が製品加工 (サ) 有機物処理・利用施設 に必要な処理加工設 備、甘味資源作物及び (シ)油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給 でん粉原料用いもの種 施設 子種苗生產関連施設、 工 畜産物産地基幹施設整備 育苗施設、集出荷貯蔵 (ア) 畜産物処理加工施設 施設、製糖及びでん粉 (イ) 家畜市場 製造過程で排出される (ウ) 家畜飼養管理施設 未利用資源の堆肥化等 (工) 自給飼料関連施設 に必要な有機物処理・ (才) 家畜改良增殖関連施設 利用施設を整備する場 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 合 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 ウ 国内産糖及び国内産 才 農業廃棄物処理施設整備 いもでん粉の製造等を

行う事業者が病害虫ま

	) だけよ対策の取如す	İ	l I
	ん延防止対策の取組を		
	行う場合		
	(9)民間事業者(別記1に		
	定めるものに限る。)		
	(10) 中間事業者(別記1に		
	定めるものに限る。)		
	国産原材料サプライチェ		
	ーン構築の取組を対象とし		
	た乾燥調製施設、穀類乾燥		
	調製貯蔵施設、農産物処理		
	加工施設、集出荷貯蔵施		
	設、産地管理施設、種子種		
	苗生産関連施設及び畜産物		
	処理加工施設の整備に限る		
	ものとする。		
	(11) 流通業者(別記1に定め		
	るものに限る。)		
	果樹及び野菜の取組を対		
	象とした集出荷貯蔵施設の敷備に限るものとする		
	整備に限るものとする。		
	(12) 公益社団法人、公益財		
	団法人、一般社団法人及		
	び一般財団法人		
	ただし、畜産物処理加		
	工施設のうち産地食肉セ		
	ンター、食鳥処理施設及		
	び鶏卵処理施設並びに家		
	畜市場の整備に限るもの		
	とする。		
	(13) 農業者の組織する団体が		
	株主となっている株式会社		
	であって、当該団体が有す		
	る議決権及び地方公共団体		
	が有する議決権の合計がそ		
	の会社の総株主の議決権の		
	過半数であるもの又はその		
	他事業目的に資するものと		
	して都道府県知事から協議		
	のあった団体(以下「特認		
	団体」という。)		
	(14)コンソーシアム(別記1		
	に定めるものに限る。)		
(2) 産地合理化の促進	2 メニューの欄の1の(2)	2 メニューの欄の1	2 交付金の交
以下の事業が実施できるものとする。	(カの(イ)を除く。) の事	の(2)のアからエま	付率は定額
	業実施主体は、次に掲げる者	での事業の採択要件	(メニューの
ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備	とする。	は、次に掲げる全て	欄の1の(2)
イ 集出荷貯蔵施設等再編利用	(1)都道府県(メニューの欄の	の要件を満たすこと	のアからエの
ウ 農産物処理加工施設等再編利用	アからエまでの事業に限	とする。	事業は事業費
工 食肉等流通体制再編整備	る。)	(1) 受益農業従事者	の1/2以
オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場	(2)市町村(メニューの欄のア	が、5名以上であ	内、メニュー
再編合理化	からオまでの事業に限る。)	ること。	の欄の1の
カー乳業再編等整備	(3)農業者の組織する団体	(2) 別記1に定める	(2) のオ及
(ア) 効率的乳業施設整備	(4) 公社	成果目標の基準を	びカの事業は
(イ) 集送乳合理化推進整備	(5)土地改良区(メニューの欄	満たしているこ	事業費の
(ウ) 需給調整拠点施設整備	のアの事業に限る。)	と。	1/3以内
			_

- (6)食品事業者(メニューの欄 (3)別記1に定める の才の事業に限る。)
- (7)特認団体(メニューの欄の アからエまでの事業に限
- (8)公益社団法人、公益財団法 人、一般社団法人及び一般 財団法人(メニューの欄の エの事業に限る。)
- (9) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (10) 農業者の組織する団体が 株主となっている株式会社 (独立行政法人農畜産業振 興機構法施行規則第2条の 規定に基づき、農林水産大 臣が定める基準(平成15年 10月1日農林水産省告示第 1538 号) 第2号に規定する 基準に適合するものに限 (2)のオ及びカの事 る) (メニューの欄のカの 業の採択要件は、別記 (ア) 及び(ウ) の事業に限 1 に定める要件を満た る。)
- (11) 乳業再編等協議会(別記1 に定めるものに限る。)(メ ニューの欄のカの(ア)の事 業に限る。)
- (12) コンソーシアム (別記1に 定める場合に限る。)

メニューの欄の1の(2)のカ の(イ)の事業実施主体は、畜産 経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号) 第 10 条第 1項に規定する指定事業者とす る。

- 面積要件等を満た していること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効 用によって全ての 費用を償うことが 見込まれること。 ただし、総事業 費が5千万円以上 のものに限る。
- (5)産地基幹施設を 設置する場合にあ っては、原則とし て、総事業費が5 千万円以上である こと。

メニューの欄の1の していることとする。

(ただし、別 記1に定める 場合にあって は、別記1に 定める率以 内)) とする。

### 2 みどりの食料システム戦略の推進

みどりの食料システム戦略(令和3年5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決 定) の推進に必要な以下の事業が実施でき るものとする。

- ア 耕種作物小規模土地基盤整備
- (ア) ほ場整備
- (イ) 園地改良
- (ウ)優良品種系統等への改植・高
- (エ) 暗きょ施工
- (才) 土壌土層改良
- イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件
  - (ア) 飼料作物作付条件整備
  - (イ) 放牧利用条件整備

- 3 メニューの欄の2の事業実 3 メニューの欄の2 施主体は、次に掲げる者とす る。
- (1)都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5) 土地改良区
- (6) 消費者団体及び市場関係

ただし、野菜の取組を対 象とした産地管理施設の整 備に限るものとする。

- (7) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (8) 食品事業者(事業実施主 体の欄の1の(8)を準用 する)

- の採択要件は、次に 掲げる全ての要件を 満たすこととする。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上である こと
- (2) 別記1に定める 成果目標の基準を満 たしていること。
- (3) 別記1に定める 面積要件等を満たし ていること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効用 によって全ての費用 を償うことが見込ま れること(別記1に

3 交付金の交 付率は定額 (事業費の1 /2以内

- (ウ) 水田飼料作物作付条件整備
- ウ 耕種作物産地基幹施設整備
- (ア) 育苗施設
- (イ) 乾燥調製施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (エ) 農産物処理加工施設
- (才) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 生産技術高度化施設
- (コ) 種子種苗生産関連施設
- (サ) 有機物処理・利用施設
- (シ)油糧作物処理加工施設
- (ス) バイオディーゼル燃料製造供給 施設
- 工 畜産物産地基幹施設整備
- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (工) 自給飼料関連施設
- (才) 家畜改良增殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
- (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設
- 才 農業廃棄物処理施設整備

- (9) 民間事業者 (別記1に 定めるものに限る。)
- (10) 中間事業者 (事業実施 主体の欄の1の(10)を準 用する。)
- (11) 流通業者(事業実施主体 の欄の1の(11)を準用す る。)
- (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(事業実施主体の欄の1の(12)を 進用する)
- (13) 特認団体
- (14) コンソーシアム (別記1に 定めるものに限る。)

定める場合を除 く。)。

ただし、総事業費が 5千万円以上のもの に限る。

(5) 産地基幹施設を 設置する場合にあっ ては、原則として、 総事業費が5千万円 以上であること。

# 3 スマート農業の推進

スマート農業の推進に必要な以下の事業 が実施できるものとする。

- ア 耕種作物小規模土地基盤整備
- (ア) ほ場整備
- (イ) 園地改良
- (ウ)優良品種系統等への改植・高 接
- (エ) 暗きょ施工
- (オ) 土壌土層改良
- イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件 整備
  - (ア) 飼料作物作付条件整備
  - (イ) 放牧利用条件整備
  - (ウ) 水田飼料作物作付条件整備
- ウ 耕種作物産地基幹施設整備
- (ア) 育苗施設
- (イ) 乾燥調製施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (工) 農産物処理加工施設
- (才) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設

- 4 メニューの欄の3の事業実 4 メニューの欄の3 4 交付金の交施主体は、次に掲げる者とする。 の採択要件は、次に 付率 は 定額
- (1)都道府県
- (2) 市町村
- (3)農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5) 土地改良区
- (6)消費者団体及び市場関係 者

ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。

- (7)事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (8) 食品事業者(事業実施主体 の欄の1の(8) を準用す る。)
- (9) 民間事業者(別記1に定め るものに限る。)
- (10) 中間事業者(事業実施主 体の欄の1の(10)を準用す る。)
- (11) 流通業者 (事業実施主体の 欄の1の(11) を準用する。)
- (12) 公益社団法人、公益財団 法人、一般社団法人及び一

- 4 メニューの欄の3 の採択要件は、次に 掲げる全ての要件を 満たすこととする。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上であ ること
- (2)別記1に定める 成果目標の基準を 満たしていること。
- (3)別記1に定める 面積要件等を満た していること。
- (4)当該施設等の整備による全ての効用によって全ての効用によって全てが見込まれること、別記1に定める場合を除く。)。

ただし、総事業 費が5千万円以上 のものに限る。

(5)産地基幹施設を 設置する場合にあ 4 交付金の交 付率は定額 (事業費の1 /2以内)

- (ケ) 生産技術高度化施設
- (コ) 種子種苗生産関連施設
- (サ) 有機物処理・利用施設
- (シ)油糧作物処理加工施設
- (ス) バイオディーゼル燃料製造供給
- 工 畜産物産地基幹施設整備
- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (工) 自給飼料関連施設
- (才) 家畜改良增殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
- (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設
- 才 農業廃棄物処理施設整備

般財団法人(事業実施主体 の欄の1の(12)を準用す る)

- (13) 特認団体
- (14) コンソーシアム (別記1 に定めるものに限る。)

っては、原則とし て、総事業費が5 千万円以上である こと。

4 産地における戦略的な人材育成の推進

産地における戦略的な人材育成の推進に 必要な以下の事業が実施できるものとす る。

- ア 耕種作物小規模土地基盤整備
- (ア) ほ場整備
- (イ) 園地改良
- (ウ)優良品種系統等への改植・高
- (エ) 暗きょ施工
- (才) 土壌土層改良
- イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件 整備
- (ア) 飼料作物作付条件整備
- (イ) 放牧利用条件整備
- (ウ) 水田飼料作物作付条件整備
- ウ 耕種作物産地基幹施設整備
- (ア) 育苗施設
- (イ) 乾燥調製施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (エ) 農産物処理加工施設
- (才) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 生産技術高度化施設
- (コ) 種子種苗生産関連施設
- (サ) 有機物処理・利用施設
- (シ)油糧作物処理加工施設
- (ス) バイオディーゼル燃料製造供給 施設

- | 5 メニューの欄の4の事業実 | 5 メニューの欄の4 | 5 交付金の交 施主体は、次に掲げる者とす
- (1)都道府県
- (2) 市町村
- (3)農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5) 土地改良区
- (6) 消費者団体及び市場関係

ただし、野菜の取組を対 象とした産地管理施設の整 (3)別記1に定める 備に限るものとする。

- (7) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (8)食品事業者(事業実施主体 の欄の1の(8)を準用す る。)
- (9)民間事業者(別記1に定め るものに限る。)
- (10) 中間事業者 (事業実施主体 の欄の1の(10)を準用す る。)
- (11) 流通業者 (事業実施主体の 欄の1の(11)を準用する。)
- (12) 公益社団法人、公益財団法 人、一般社団法人及び一般 財団法人(事業実施主体の 欄の1の(12)を準用する)
- (13) 特認団体
- (14) コンソーシアム (別記1に 定めるものに限る。)

- の採択要件は、次に 掲げる全ての要件を 満たすこととする。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上であ ること
- (2) 別記1に定める 成果目標の基準を 満たしているこ
- 面積要件等を満た していること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効 用によって全ての 費用を償うことが 見込まれること (別記1に定める 場合を除く。)。

ただし、総事業 費が5千万円以上 のものに限る。

(5)産地基幹施設を 設置する場合にあ っては、原則とし て、総事業費が5 千万円以上である こと。

付率は定額 (事業費の1 /2以内)

	1	
工 畜産物産地基幹施設整備		
(ア) 畜産物処理加工施設		
(イ) 家畜市場		
(ウ) 家畜飼養管理施設		
(工) 自給飼料関連施設		
(才) 家畜改良増殖関連施設		
(カ) 畜産周辺環境影響低減施設		
(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設		
才 農業廃棄物処理施設整備		

別表1のⅡ 卸売市場等支援タイプ(第4関係)

別表 1 の 1 一 卸売申場等支援ダイフ(第4	事業実施主体	採択要件	交付率
1 食品流通の合理化	1 事業実施主体は、次に掲げ	1 採択条件は、次に	
食品流通拠点施設整備の推進	る者とする。	掲げる全ての要件を	付率は定額(事
	(1)中央卸売市場(卸売市場法	満たすこととする。	業費の4/10
品質・衛生管理高度化施設整備、物流	(昭和 46 年法律第 35 号。	(1) 別記2に定める	以内(ただし、
効率化に向けた施設整備、卸売市場統	以下「市場法」という。) 第	成果目標の基準を	別記2に定め
合•連携促進施設整備、輸出促進対応卸	4条第1項に基づく認定を	満たしているこ	る場合にあっ
売市場施設整備、卸売市場防災対応施	受けた卸売市場又は認定を	と。	ては、別記2に
設整備、共同物流拠点施設整備	受けることが確実と認めら	(2) 別記2に定める	定める率以
, ,	れる卸売市場をいう。以下	要件を満たしてい	内)) とする。
上記の取組について、以下に掲げる施設	同じ。)の開設者	ること。	
の整備を実施できるものとする。	(2)地方卸売市場(市場法第13	(3) 当該施設の整備	
(1) 売場施設	条第1項に基づく認定を受	による全ての効用	
(2) 貯蔵・保管施設	けた卸売市場又は認定を受	によって全ての費	
(3) 駐車施設	けることが確実と認められ	用を償うことが見	
(4) 構内舗装	る卸売市場をいう。以下同	込まれること。	
(5)搬送施設	じ。)の開設者	ただし、総事業	
(6) 衛生施設	(3) 民間資金等の活用による	費が5千万円以上	
(7)食肉関連施設	公共施設等の整備等の促進	のものに限る。	
(8)情報処理施設	に関する法律 (平成 11 年法		
(9) 市場管理センター	律第 117 号) 第7条に基づ		
(10) 防災施設	き選定された特定事業を実		
(11) 加工処理高度化施設	施する選定事業者		
(12) 選果·選別施設	(4)事業協同組合又は協同組		
(13) 総合食品センター機能付加施設	合連合会		
(14) 附帯施設	(5)(4)に掲げる者が主たる		
(15)(1)から(14)までの施設内容に準	出資者又は出えん者となっ		
ずる施設	ている法人		
(16) 共同集出荷施設	(6)特認団体		
	(7)地方公共団体が主たる出		
	資者となっている法人 (8) 典業物目知会又は典業物		
	(8)農業協同組合又は農業協 同組合連合会		
	(9)流通業者(別記2に定める		
	ものに限る。)		
	ひゃんである。)		

# 別表1のⅢ 生産事業モデル支援タイプ (第4関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業	事業実施主体は協働事業計画	メニューの欄の1の	交付率は次に
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強	に位置付けられた次に掲げる者	事業の採択要件は、次	掲げるとおりと
化	とする。	に掲げる全ての要件を	する。
(2) 供給調整機能の具備・強化	(1)都道府県	満たすこととする。	(1)から(3)
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強	(2) 市町村	(1) 協働事業計画が	まで及び(6)の
化	(3) 公社	承認されているこ	事業
(4)農業用機械等の導入及びリース導入	(4)農業者	と。	事業費の1/
(5)効果増進・検証事業	(5)農業者の組織する団体	(2) 別記3に定める	2以内とする。
(6) その他事業の目的を達成するために	(6) 民間事業者(別記3に定	成果目標の基準を	(ただし、農産
必要な取組	めるものに限る。)	満たしているこ	局長等が別に定
	(7)特認団体	と。	める場合にあっ
	(8) コンソーシアム (別記	(3)農産局長等が別	ては、農産局長
	3に定めるものに限る。)	に定める別記3に	等が定める額以

		定める要件を満た していること。	内)とする。 (4)の事業 導入する農業 用機械等の本体 価格の1/2以 内とする。 (5)の事業 定額とする。
<ol> <li>整備事業         <ul> <li>(1)育苗施設</li> <li>(2)乾燥調製施設</li> <li>(3)穀類乾燥調製貯蔵施設</li> <li>(4)農産物処理加工施設</li> <li>(5)集出荷貯蔵施設</li> <li>(6)産地管理施設</li> <li>(7)用土等供給施設</li> <li>(8)農作物被害防止施設</li> <li>(9)生産技術高度化施設</li> <li>(10)種子種苗生産関連施設</li> </ul> </li> </ol>	事業実施主体は協働事業計画 に位置付けられた次に掲げる者 とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者(別記3に定 めるものに限る。) (7) 特認団体 (8) コンソーシアム(別記3 に定めるものに限る。)	げる全ての要件を満た すこととする。 (1)協働事業計画が 承認されているこ と。 (2)別記3に定める 成果目標の基準を	

# 別表1のⅣ 農業支援サービス事業支援タイプ (第4関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 農業支援サービス事業支援タイプ (1)農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は次に掲げる者とする (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者(別記4に定めるものに限る。) (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム(別記4に定めるものに限る。)	別記4に定める基準を満たしていること	

別表2 (第6、第7、第8及び第14関係)

	第7、第8及び第14関係)			重	要な変更
区分	経 費	交付率	交付率    交付決定者		事業内容の変更
I 都道府県整備事業(農業・食品対 依 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	<ol> <li>事業費</li> <li>(1) 産地基幹施設等支援タイプ         本要綱に基づいて行う事業に要する経費</li> </ol>	定額、11/20、1/2、3/10、4/1 0、11/20、1/2、3/10、4/1 0、1/3、1/4、1 /5 以内) それでは、 かのするのでは、 のので、 のので	北海道に、沖縄にあって、神経のでは、神経ののでは、神経ののでは、神経ののでは、神経ののでは、は、神経のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		1 事業の新設又 は廃止 2 事業実施主体 の変更
	<ul><li>(2) 卸売市場等支援タイプ 本要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</li></ul>	定額 (4/10、1/3以内) それでは、 (4/10、1/3以内) それでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からでは、 (4/10、1/3以からのは、 (4/10、1/3)以からのは、 (4/10、1/3以からのは、 (4/10、1/3)以からのは、 (4/1		市場第1 6条第1項律 補助付法し定と を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の 実施に関し、事業実施計 画の承認及び事業の推進 に必要な事務並びに指導 監督及び調査検討を行う のに要する経費	定額(1/2 以 内)			

		1	1	-	
Ⅱ 直接採択			北海道にあっ		1 事業実施主体
事業			ては北海道農政		の名称の変更
			事務所長、沖縄		
(農業・食品	1 整備事業	1/2 以内	県にあっては内		2 事業の中止又
産業強化対	本要綱に基づいて行う		閣府沖縄総合事		は廃止
策整備交付	事業に要する経費		務局長、その他		
金)			の都府県にあっ		3 経費の欄に掲
			ては地方農政局		げる1及び2の
(農業・食品	2 推進事業	定額、1/2 以内	長		それぞれの経費
産業強化対	本要綱に基づいて行う				の事業費の 30%
策推進交付	事業に要する経費				を超える増又は
金)					交付金の増
					4 経費の欄に掲
					げる1及び2の
					それぞれの経費
					の事業費又は交
					付金の 30%を超
					える減
					付金の 30%を超

# 別記様式第1号-1 (第8関係)

○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定により、 農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円の交付を申請する。

記

1 整備事業(農業・食品産業強化対策整備交付金)

#### I 事業の目的

- Ⅱ 事業の内容及び計画(又は実績)
- 1 整備事業の対象となる事業の内容等
- (1) 事業費(産地基幹施設等支援及び卸売市場等支援)

水 第 日	政 策 目 的 事 業 概 要		亜	重	業費	,		負 担 区 分				備	考		
以水口	нэ	Ŧ	木	119/1	<i>y</i>	7			交 乍		都道府県費	市町村費 その他			77
産地競争力の	)強化							円		円	円	円	円		
みどりの食料シスラ 進	テム戦略の推														
スマート農業	の推進														
産地における戦略的 の推進															
食品流通の合理化	法律補助														
及印机通り日左比	予算補助														
地域提案メニ	ニュー														
		事業費													
合	計	附帯事務費													
		計													

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
  - 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率 を備考欄に記入すること。
  - 3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
  - 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○○円 うち国費○○○円」)を記入すること。

また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。 (別紙)

			交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容							
政策目的	政策目的 事 業 概 要	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	そ の 他				
		○金融公庫	○○資金	0000円	○年					
		○農協	○○資金	0000円	○年					
			-							

### (2) 附帯事務費

事 業 内 容	事業費	負 担 区 分	備考
争 来 的 台	尹 未 貝	交 付 金 都 道 府 県 費 市 町 村 費	加
合 計			

- (注) 1 事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
  - 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

### Ⅲ 経費の配分及び負担区分

			総事業費	事業に要する経費		負 担	区 分		
	区	分	(A) + (B) + (C) + (D)	(又は要した経費) (A) + (B)	交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	備考
<ol> <li>整備事業</li> <li>ア 事業費</li> <li>イ 附帯事務費</li> </ol>			円	円	Ħ	円	P	E	
	合	計							

# IV 事業完了予定(又は完了) ○○年○○月○○日

(注) 「事業完了予定(又は完了)年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡しが完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を 記載すること。

# V 収支予算(又は精算)

1 収入の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減			
区 分	(又は本年度 精算額)	(又は本年度 予算額)	増	減	備	考
1 交 付 金	円	円	円	円		
2 そ の 他						
合 計						

# 2 支出の部

			本年度予算額	前年度予算額	比 較	増 減	
	区	分	(又は本年度 精算額)	(又は本年度 予算額)	増	減	備考
整備事業			円	Э	PI	円	注) 年 月 日
	合	<b>=</b>					

(注) 事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

#### VI 添付書類

- 1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- 2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。
  - ① 財産管理台帳の写し
  - ② 事業実績内訳明細書(様式別紙)

※①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、②のみの添付も可能とする。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な 情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 2 VIの添付書類のうち1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

### (別紙)

### 事業実績内訳明細書

事業種類(農業·食品産業強化対策整備交付金)

政策	交付	交 付 先 名	施設等区分	交付率	事業費		負 担		備考		
目的	根拠	文 刊 元 石	<b>旭</b> 成 守 区 刀	文刊学	尹 未 其	交 付 金	都道府県	市町村	その他	V#I - 1-5	
					円	円	円	円	円		
計											
計											
計											
合計											

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
  - 2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
  - 3 交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
  - 4 施設等区分の欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。
  - 5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○○円 うち国費○○○円」)を記入すること。
  - 6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

### 別記様式第1号-2(第8関係)

# ○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

			事業に要する経	負 担	区 分			
区	分	交付率	費 (又は要した経費 ) (A+B)	交付金 (A)	その他 (B)	備考		
0000			H	Pi	Pi			
合 計								

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
  - □ 免税事業者
  - □ 簡易課税制度の適用を受ける者
  - □ 地方公共団体の一般会計
  - □ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

# 4 事業の完了予定(又は完了)年月日

○○年○○月○○日

# 5 収支予算(又は精算)

# (1)収入の部

		本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	
	区 分	(又は本年度	(又は本年度	7.54	446	備考
		精算額)	予算額)	増	減	
		円	円	円	円	
1	交付金					
2	自己資金					
Δ	計					
合	īΙ					

# (2)支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	
区 分	(又は本年度 精算額)	(又は本年度 予算額)	増	減	備考
0000	P	P	H	円	
合 計					

## 6 添付書類

- (1) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (2) リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

### (注)

- 1 この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度に おいて既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 6 の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

### 別記様式第2号(第12及び第26関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[直接採択事業者] 殿(第 12) [事業実施主体] 殿(第 26)

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
  - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
    - ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
  - 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

### 別記様式第3号(第13関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○(注1)したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
  - 2 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

# 別記様式第4号(第15関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第15の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
- 2. 推進事業の内容及び進捗状況
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

## 別記様式第5号(第16関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遂行状況報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

区 分	<b>区</b> 分 総事業費		月〇日までに 、したもの		月〇日以降に 直するもの	備考
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	巴	田	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号 1 の記の「 $\mathbb{III}$  経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1 号 2 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

### 別記様式第6号(第16及び第17関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官〇〇 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金 交付等要綱第 17 の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金○○○ 円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

		事業に要する経費							車光/ヶ西	<b>事</b> 學}z 冊	± 116) = ±		± 116) = ±	東光/ヶ西	車業に亜	<b>東ツ</b> ル 西	古坐)。五	± ₩) - ±	古光)~ 五	古坐)。西	交付	既受領	i額(B)	遂行状况	今回記 ((		(A) -	€額 · ((B) + C))	事業完		
			金 (A)	金額	出来高	○月○ 日現在 の出来 高	金額	○月○日 現在の出 来高	金額	○月○日 までの出 来高	了予定 年月日	備	考																		
			円	巴	円	%	%	円	%	円	%																				

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号−1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式1号−2 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 2 下線部は、第 16 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄 は空欄とすること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別記様式第7号(第18第1項関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い 実施したので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 18 第 1 項の規定により、その実績を報告する。 (また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。
  - (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括 弧書で上段に記載すること。
  - (2) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号-1の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
  - 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、(2)のみの添付も可能とする。

- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) 事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

# 別記様式第8号(第18第2項関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 直接採択事業の場合 所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

### 交付事業の実施状況

	1 1.76.							
		交付決定	どの内容	年度内認	遂行実績	翌年度	繰越額	完了予定
								年月日
区	分	事業費	交付金額	(A)のうち	概算払	事業費	交付金額	
		(A)		年度内支払	受入済額			
				済額				
		円	円	円	円	円	円	
合	計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
  - 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

### 別記様式第9号(第18第4項関係)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相 当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。) なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
  - (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
  - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
  - (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
  - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
  - 4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 [
- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 [

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
  - なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
  - ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

]

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日に おける資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用) の写し(税務署受付済のもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

#### 財 産 管 理 台 帳

市町村(事業主体)名

地区	. 名		地区	事業実施名	<b></b>	令和	年度	農林水産省所管交付金名									
事	事	業の内容				工期		経費の配分	経費の配分 処分制限期			削限期間	処分の状況				
業			工種構造	施工箇所		着工	竣工		負担区分				耐用	処分制限	承 認	処分の	摘要
区	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	交付金	都道府	市町村	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分				設置場所						県費	費						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

#### 別記様式第11号(第25関係)

#### ○○年度

農林水産省所管

強	L)	農	丵	べ	2	n	松	$\triangle$	丰	摇	夵	仕	仝	調	畫
力玉	۷.	反	*		`	.,	1000			1/2	- X	1.1	777.	[J/L]	

	玉			地		方	公	共	4	体	名		
	B			歳 入					歳	出			備考
事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金額	支出 済額	うち交付金額	翌年度 繰越額	うち交付金 額	1
○○事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○費													
○○費													
その他					^^^^	^^^^	^^^^	·				~~~~~	

#### 記載要領

- 1 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等により その変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応 する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、 流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。 この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書( )すること。

#### 別記2 卸売市場等支援タイプ

# I 各取組共通事項

# 第1 取組の概要等

1 取組の概要

卸売市場等支援タイプ(以下「本対策」という。)での取組の概要は、Ⅱ-1の第1及びⅡ-2の第1に定めるところによるものとする。

- 2 取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度
- (1) 取組の実施基準及び成果目標の基準

取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準について(令和4年4月1日付け3新食第2271号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知。以下「卸売市場等支援タイプ配分基準通知」という。)の別表1並びにII-1の第2及びII-2の第2において定めるものとし、卸売市場等支援タイプ配分基準通知の別表1による達成すべき成果目標はいずれか2つまでを選択することができる。

(2)目標年度

事業完了年度(卸売市場の移転新設及び大規模整備に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。)から3年以内(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内)とする。

3 取組の実施期間

施設の改良、造成又は取得(別表1のⅡにおいて「整備」という。)が完了するまでの期間とする。

# 第2 事業実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成及び提出
- (1) 事業実施主体は、別表3-2に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を 作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県計画の作成及び提出
- (1) 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記1の別紙様式1号により、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別記1の別紙様式2号により地方農政局長等(北海道にあっては、農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県計画に関して都道府県が事業実施主体である場合にあっては、(1) の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別記1の別紙様式1号及び 別紙様式第2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体(別表1のⅡの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。) として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別記1の別紙様式3号による協議も併せ て行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) 及び(2) の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

(4) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

- 3 事業実施状況の報告
- (1)事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表4-2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、1に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別記1の別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。 なお、(2) による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、(3) に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの 事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

#### 4 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表4-2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して、別記1の別紙様式6号の2により改善計画を提出させ、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別記1の別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、(2) に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、2の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。 ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (6) 農産局長等は、(4) の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- (7) 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- (8) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

# 第3 対策の適正な執行の確保

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- 2 都道府県は、1に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

# 第4 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1 以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表5-2に定める 附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表6-2に定めるとおり とする。

# 第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施に必要な経費について、本要綱に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、 市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

### 第6 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 2 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 3 花き産業の振興に関する施策
- 4 農畜産物の需給の調整のための施策
- 5 環境保全型農業(有機農業を除く。)の推進に関する施策
- 6 株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金) など農業金融 に関する施策
- 7 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 8 食品等流通の合理化を図るための施策
- 9 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 10 スマート農業の推進に関する施策
- 11 農福連携の推進に関する施策
- 12 有機農業の推進に関する施策
- 13 みどりの食料システム戦略に関する施策

# 第7 電子情報処理組織による申請等

1 都道府県知事は、本要綱第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、 第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第1項の規定による事業遅延の届 出、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求、第18第1項の規定 による実績報告、第18第2項の規定による年度終了実績報告、第18第4項の規定による消費税等 仕入控除税額の確定に伴う報告、第23第4項の規定による財産の処分の承認申請、第27の規定に よる事業実施状況の報告、第28の規定による事業の評価の報告及び別記2のIの第2の2に定め る成果の妥当性等の協議(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかか わらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うこと ができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわら

ず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に 定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

# 第8 取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

卸売市場施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、 実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年 度の7月末までに公表を行うものとする。

3 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が卸売市場施設等を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用に努めるものとする。

#### 4 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

# 5 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した卸売市場施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理 運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、卸売市場施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(3) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(4) 対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

### Ⅱ-1 卸売市場施設整備の推進

# 第1 取組の概要

中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。)第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)及び地方卸売市場(市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)であって、開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した卸売市場が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画(以下「認定計画」という。)に従って実施する施設の改良、造成又は取得(以下「整備」という。)であって、以下の取組に該当するものに対し支援。

- 1 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- 2 物流効率化に向けた施設整備の取組
- 3 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組 卸売市場統合・連携を促進するもののうち、以下に掲げるもの
- (1) 他の卸売市場との統合に係る施設の整備
- (2) 他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備
- (3) 産地・実需者との連携に係る施設の整備
- 4 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- 5 卸売市場防災対応施設整備の取組
- (1) 既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策の整備
- (2) 重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議(平成30年9月21日)を受けて、重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場(以下「緊急点検卸売市場」という。)が作成する事業継続計画(BCP)に即して実施する非常用電源の整備
- (3) 緊急点検卸売市場が実施する国土強靭化に資する防災・減災のための整備

# 第2 取組の実施基準等

- 1 実施方法及び施設に関する共通基準
- (1) PF I 事業の活用

地方公共団体が事業実施主体となる中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてPFI事業の活用を図るものとする。

- ア 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。
- イ 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。
- (2) 施設の衛生管理

食品衛生法(昭和22年法律第233号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

- 2 事業実施に関する共通事項
- (1)整備の方針

市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。) に即した施設の整備に努めるものとする。

(2) 施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

- (3) 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。
  - ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

	中央卸	売市場	地方卸売市場
	品質・衛生管理の高度化に	品質・衛生管理の高度化に	品質・衛生管理の高度化に
	資する中央卸売市場の施	資する中央卸売市場の施	資する地方卸売市場の施
	設の整備に要する経費の	設の整備に要する経費の	設の整備に要する経費
	うち以下に係るもの	うち左記以外に要する経	
	   (1)新たに設置する卸売	費	
	市場において実施す		
	る施設の整備に要す		
	る経費(移転再整備を		
	   含む。)		
	(2)既に設置している卸		
	売市場において実施		
	する施設の整備であ		
	って、次に掲げるすべ		
	ての条件に該当する		
	もの(以下「大規模整		
	備」という。)に要する		
	経費		
	ア 売場施設等を主体とし		
	た整備であること。		
	イ 当該整備によって売場		
	施設等の機能が向上する		
	部分の建築延べ面積(売		
	場施設等が2階部分以上		
	にわたるものであるとき		
	は、当該2階部分以上に		
	ついての延べ床面積を加		
	えるものとする。) が、当		
	該整備を着手した日の属		
	する年度の前年度末にお		
	ける売場施設等の建築延		
	べ面積の2分の1以上又は		
	20,000平方メートル以上		
	に相当するものとなるも		
	のであること。		
	ウ 当該整備を着手した日		
	の属する年度以降、事業		
	実施計画に即した事業内		
	容につき継続的に実施す		
	るものであること。		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_

情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※
加施設			
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

- (注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、 その他の施設も本取組による交付の対象とする。
- ※ 地方卸売市場の新設に限る。

# イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率							
	中央卸	地方卸売市場						
	物流効率化に資する中央	物流効率化に資する中央	物流効率化に資する地方					
	卸売市場の施設の整備に	卸売市場の施設の整備に	卸売市場の施設の整備に					
	要する経費のうち以下に	要する経費のうち左記以	要する経費					
	係るもの	外に要する経費						
	(1)新たに設置する卸売							
	市場において実施する							
	施設の整備の整備に要							
	する経費(移転再整備							
	を含む。)							
	(2)大規模整備に要する							
	経費							
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※					
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内					
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_					
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※					
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内					
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内					
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※					
加施設								
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※					
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内					
ずる施設								

- (注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、 その他の施設も本取組による交付の対象とする。
- ※ 地方卸売市場の新設に限る。

# ウ 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

# (ア) 他の卸売市場との統合に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	他の卸売市場との統合を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市
貯蔵・保管施設	場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
駐車施設	1/3以内
構内舗装	
搬送施設	
衛生施設	
食肉関連施設	
情報処理施設	
市場管理センター	
防災施設	
加工処理高度化施設	
選果・選別施設	
総合食品センター機能付加施	
設	
附带施設	
上記施設の施設内容に準ずる	
施設	

# (イ) 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市
	場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費
	1/3以内

# (ウ) 産地・実需者との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	産地・実需者との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市
貯蔵·保管施設	場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
構内舗装	1/3以内
搬送施設	
衛生施設	
食肉関連施設	
情報処理施設	
防災施設	
加工処理高度化施設	
選果・選別施設	
上記施設の施設内容に準ずる	
施設	

# エ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率							
	輸出促進に資する中央卸	輸出促進に資する中央卸	輸出促進に資する地方卸					
	売市場の施設の整備に要	売市場の施設の整備に要	売市場の施設の整備に要					
	する経費のうち以下に係	する経費のうち左記以外	する経費					

	るもの	に要する経費	
	(1)新たに設置する卸売		
	市場において実施する		
	施設の整備に要する経		
	費(移転再整備を含		
	む。)		
	(2)大規模整備に要する		
	経費		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	-	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※
加施設			
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

<sup>※</sup> 地方卸売市場の新設に限る。

# オ 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交付率				
	中央卸売市場又は	中央卸売市場又は	緊急点検卸売市場	緊急点検卸売市が実	施する国土強靭化に
	地方卸売市場が実	地方卸売市場が実	が実施する非常電	資する防災・減災のた	こめの整備に要する経
	施する既存卸売市	施する防災対応に	源の整備に要る経	費のうち以下に係るす	5 <i>0</i>
	場施設の耐震補強	要する経費	費	(1)移転再整備に翌	要する経費
	に要する経費			(2) 大規模整備に弱	要する経費
				中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
構内舗装	_	_	_	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
食肉関連施設 ※	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	_
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	_	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内

総合食品センター機	1/3以内	-	_	1/3以内	1/3以内
能付加施設					
附帯施設	1/3以内	-	_	1/3以内	1/3以内
上記施設の施設内容	1/3以内	_	_	1/3以内	1/3以内
に準ずる施設					

<sup>※(6)</sup>に掲げる施設に限る。

# (4) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設(場内物流効率化システム(自動荷 捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設)を 含む。)及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイク ル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理について の機能強化に資する施設
食肉関連施設	(6) に定める施設であってと畜場法第4条第1項の規定により都 道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食 肉等衛生管理強化施設
食 肉 等 衛 生 管 理強化施設	(6)のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通

	信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入
,	荷量等表示設備 
うち交付の対 象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量 等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設ア場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していることイ料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していることウ省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対 象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、 スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電源等防災機能に資するための施設(卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等(老朽化した施設の壁面補強も含む。)、災害等に起因して発生する二次災害(火災等)に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。)
加工処理高度化 施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによっ て小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を 図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設(売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備(電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。)
上記施設の施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であ

内容に準ずる施	って、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認
設	める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

# (5) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。 ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設 及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施 設、食肉関連施設(中央卸売市場に限る。)、情報処理施設、防災施設及び附帯施設について は、個々に積算することができるものとする。

			上限建築単価	
施設区分	構造	一般地域	多雪地域	沖縄地域
		701 = 71	<u> </u>	11.12 - 71
		円/m²	円/m²	円/m²
売場施設	鉄骨構造(平屋)	113, 000	124, 000	124, 000
貯蔵·保管施設(倉	鉄骨構造(重層)	132, 000	145,000	145,000
庫施設)	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125, 000	125, 000	138, 000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	202, 000	202, 000	223, 000
市場管理センター				
加工処理高度化施				
設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能				
付加施設				
上記施設の施設内				
容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷	鉄骨構造	159, 000	174, 000	174, 000
蔵庫施設)	鉄筋コンクリート構造	189, 000	189, 000	208, 000

- (注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。
  - 2 上限建築単価には、消費税を含む。

# (6) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

# ア 係留所

- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具

- 才 消毒所、隔離所
- 力 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備
- (7) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物(以下「衛生施設等」という。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設(立体駐車場及び地下駐車場)、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積(2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較し、その面積が最大の施設とする。

# (8) 大規模整備

- ア 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、 防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施 設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体とし て、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- イ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件 に合致する理由及びアに規定する施設である理由を記載すること。
- (9) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
  - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、 認定計画に従って事業を実施するものであること。
  - イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確 保が見込まれること。
  - ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
  - エ 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の増加に 資する施設の整備を実施するものであること。
  - オ 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、 次に掲げる要件に合致するものであること。
  - (ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
  - (イ)集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している 又は参画することが確実と見込まれること。
  - (ウ) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
  - (エ)整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
  - カ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、 次に掲げる要件に合致するものであること。
  - (ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
  - (イ)集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している 又は参画することが確実と見込まれること。
  - (ウ) 整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。
  - キ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

- (10) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
  - ア 施設の整備が、基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有

するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場統合・連携促進、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

- イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
- ウ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- エ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- オ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。
- カ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあって は都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即 した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費(事 業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。)を明確に区分できない 場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

#### (11) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

# (12) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

#### (13) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記2のIの第2の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

# (14) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

# (15) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照ら して適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事 の承認を受けるものとする。

#### 3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

# ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で 構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合

又は協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)

- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

#### イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。
- (2) 物流効率化に向けた施設整備の取組

# ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

# イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。
- (3) 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組
  - ア 他の卸売市場との統合に係る取組
  - (ア) 事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- (イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- イ 他の卸売市場との連携に係る取組
- (ア) 事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 事業協同組合等が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、他の卸売市場 との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共 同集出荷施設の整備であること。
- b 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。
- ウ 産地・実需者との連携に係る取組

### (ア) 事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a から e までに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により産地・実 需者との連携が図られるものとして、地方農政局等が特に適当と認める者をいう。)

#### (イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- c 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

# (4) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

### ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人
- e PFI選定事業者
- f 特認団体(a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を 経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をい う。)

### イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること。
- c 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- d 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加 の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
- e 別記1の別紙様式7号により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること。
- f GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員であること。

### (5) 卸売市場防災対応施設整備の取組

ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

#### (イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな 施設に更新するものではないこと。
- c 中央卸売市場又は地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に基づく都道府県耐震改修促進計画に 即して実施する耐震補強の整備であること。
- d 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断(Is<0.6又はIw<1.0)された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断(Is≥0.6又はIw≥1.0)される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること。

# イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に即して実施する卸売 市場施設の防災対応のための整備(非常用電源の整備は除く)であり、当該整備と一体 的に行う場合に限り、防災設備(非常用照明装置等)を交付対象とすることができるこ ととする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする。

# ウ 非常用電源の整備の取組

(ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 流通業者
- g 特認団体 (a~fに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

# (イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

- b 事業継続計画(BCP)に即して実施する非常用電源の整備であり、生鮮食料品等の 安定供給に資するものであること。
- エ 国土強靭化に資する防災・減災のための整備の取組
- (ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災・減災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。

### (イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。
- c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靭化地域計画 (強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法(平成25年法律第95号)第13条に基づく計画をいう。)に、当該事業が位置づけられていること。
- d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。

### Ⅱ-2 共同物流拠点施設整備の推進

# 第1 取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

# 第2 取組の実施基準等

- 1 事業の要件
- (1) 認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を 実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等(以下「取扱品 目」という。)を分荷し配送するための施設とすること。
- (2) 取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、 当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。
- (3) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- 2 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は 参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 第3セクター
- (3) 事業協同組合等
- (4) (3) に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人((3) に掲げる法人を除く。)
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (6) 流通業者(中央卸売市場の開設者又は地方卸売市場の開設者の許可等を受けて卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。)
- 3 実施方法及び施設に関する基準
- (1) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。
  - ア 認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な 機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。
  - イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
  - ウ 原則として、耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
  - エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
  - オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単 価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (2) 食品衛生法及びと畜場法その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うことができる施設とすること。
- (3) 施設の取得
  - ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
  - イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- (4) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

#### (5) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記2のIの第2の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

#### (6) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照ら して適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事 の承認を受けるものとする。

# (7) 指導及び監督

都道府県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

# (8) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設(荷捌き場施設に限る。)、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はII-1の第2の2の(5)に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1/3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はII-1の第2の2の(4)に準じることとする。

なお、卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者が共同物流拠点施設の整備を実施する場合は、共同物流拠点としての業務に支障を与えない範囲で当該施設を卸売及び仲卸に関する業務への活用に努めるものとする。

### 4 その他

II-1の第2の1並びに2の(7)、(9)、(10)及び(14)については、共同物流拠点施設において準用する。

別表3-2 (卸売市場等支援タイプの事業実施計画)

別衣3一2(即元巾場等	等支援タイプの事業実施計画) 「
メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
食品流通の合理化	1 成果目標の妥当性に関する項目
食品流通拠点施設	別記1の別紙様式1号の1の(2)の2の食品流通の合理化を目的
整備の推進	とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目
	2 賃用料効素に関する場合 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その
	算出根拠を併記又は添付するものとする。
	3 事業概要に関する項目
	(1) 事業前後の比較(施設の面積・構造、導入設備能力等)
	(2) 当年度工期
	(3) 当年度事業費
	(4) 全体事業期間 (複数年度の事業の場合)
	(5) 全体事業費(複数年度の事業の場合)
	4 事業を実施する理由に関する項目
	(1) 現状と課題
	(2)課題を解決するための対応方向・方針(食品等の流通合理化及び取引の第五化に関する法律(巫書の伝法律等50月)第5条第1項に
	取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に 基づく認定を受けた食品等流通合理化計画を添付すること。)
	(3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容
	(3)内心力同・力可を共体化する事業が自合
	5 交付対象事業費等計算表に関する項目(個々の建物、機械ごとに整
	理)
	(1)事業費(工事費、実施設計費、工事雑費)
	(2) 交付対象事業費(工事費、実施設計費、工事雑費)
	<ul><li>(3) 交付率</li><li>(4) 財源内訳(強い農業づくり総合支援交付金、地方債、一般財源、</li></ul>
	(年) 対例の (強い展来 )、り配百叉接叉的並、地力頂、 放射像、 その他)
	6 交付対象施設の機能向上に関する項目(個々の建物、機械ごとに整
	理)
	事業の実施が、交付対象施設の機能向上(品質・衛生管理高度化、物
	流効率化、卸売市場統合連携促進、輸出促進対応、防災対応のいずれ
	かに限る。以下同じ。)に資する理由を、交付対象整備の内容とあわ
	せて記載するものとする。
	7 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目
	(1)整備規模
	(2) 必要規模及びその算定根拠
	(3)整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由
	8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建
	物、機械ごとに整理)
	(1) 事業費 (2) なけが免事業费
	(2) 交付対象事業費 (3) 交付をの類
	(3) 交付金の額

- 9 繰越額に関する項目
- (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額
- (2) 前年度分と当年度分の工程表
- 10 食肉関連施設整備実施計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに 整理)
- (1) 事業費
- (2) 交付対象事業費
- (3) 交付金の額
- 11 8のうちの新設市場建設又は大規模整備事業に関する項目
- (1) 建設計画の概要
- (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)の建築延べ面積(着工年度の前年度末)及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積(大規模整備に該当する場合のみに限る。)
- (3) 工事計画・工事工程表
- (4) 売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設若しくは上記施設内容に準ずる施設の整備であって当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、又は、機能上併行して整備を行わなければならない理由
- 12 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

# 別表4-2 (卸売市場等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告)

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
食品流通の合理化 食品流通拠点施設 整備の推進	1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目別記1の別紙様式5号の2の食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善が必要ある場合)」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目

# 別表5-2 (卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の率)

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

別表6-2 (卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準)

	区	S.	<del>}</del>	内 容
旅			費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費)
				日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のため
				の管内出張旅費)
				委員等旅費(委員に対する旅費)
				会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃		金	等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対
				して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用
				に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給			料	会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与
報			栖	会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う報酬
職	員	手	当 等	会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿
				日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域
				手当、初任給調整手当及びへき地手当
				会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当
報		償	費	謝金
需		用	費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
				燃料費 (自動車等の燃料費)
				食糧費(当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
				印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
役		務	費	修繕費 (庁用器具類の修繕費)
使月	用料及	及び貨	<b>責借料</b>	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
備	品	購	入 費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市町	丁村附	付帯事	事務費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
				当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、
				需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

注:市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主た る出資者となっている法人である場合を含む。